

相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を前項の規定により算定した額から控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（当該更新組合員等が老齢基礎年金の支給を受けたときは、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、障害基礎年金の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方公務員等共済組合法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年

金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。

附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とす

る。

附則第五十七条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の俸給年額改定率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条から附則第五十七条の四までにおいて「基準額改定率」という。）を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等額」という。）は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等額の百分の十に相当する額を超えるときは、

当該百分の十に相当する額をもつて当該退職年金等控除額とする。

- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額より少ないとときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

- 4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

- 6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、退職

共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務によらない障害年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第

一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十七条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（附則第四十六条第一項第二号から第四号までに掲げる遺族年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十五円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第五十七条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第九十九条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間又は第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条、第二十二条の二及び第二十七条の二において「追加費用対象期間」という。）を有する更新

組合員（第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。）に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額をえた額とし、同法の規定による障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（新法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条、第二十二条の二及び第二十七条の二において「改定

基準率」という。）を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十九条第一項、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、新法第八十条の二第四項、新法第一百二条第一項、新法附則第二十条の二第二项（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十五条の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。）、新法附則二十四条第一項、新法附則第二十四条の二第四項、新法附則第二十四条の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第二十五条の六第一項、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）並びに新法附則第二十六条第五項及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、国の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定

に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第二十二条の二 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十七条第一項及び第三項、新法第八十八条第一項並びに新法第一百三条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるとき

は、当該百分の十に相当する額をもつて当該障害共済年金控除額とする。

- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の障害共済年金の額とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

- 第二十七条の二 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額をえた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度

の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第九十九条の二第一項及び第二項、新法第九十九条の三並びに新法第一百四条第一項並びに前条の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金

(その者が六十五歳に達しているものに限る。)、国の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に
関し必要な事項は、政令で定める。

第一百条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年
金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第四条の規定による改正前の地方公務員
等共済組合法」に改める。

第九十六条第三項中「これを組合」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第九十七条第二項を削る。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百一条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が新施行法第七条第一項各号の期間又は新施行法第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員等である場合における新施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項及び第四項」とする。

附則第十七条に次の二項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における新施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十条第一項」とあるのは、「新法第八十条第一項（同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」